

第七節の二 児童福祉施設等

（出入口等）

第四十条の二 児童福祉施設等（身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者（以下この条において「避難困難者」という。）が入所する施設で規則で定めるものに限る。）の出入口、非常口、廊下その他避難の用に供する部分（階段を除く。）で、避難困難者が使用することとされているものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上有効な傾斜路その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

〔解説〕

本条は、児童福祉施設等においては、災害時に避難困難者が避難する際、介護者を必要とするか、又はストレッチャー、移動式ベット及び車椅子等を使用することが多いことから、避難経路である出入口、非常口、廊下等に段差があると避難に支障をきたすため、原則それらの部分には段を設けてはならないこととしたものである。段とは、床面において概ね二センチメートルを超える段差のある部分をいう。

ただし避難上有効な傾斜路その他の設備（機械的に段差を解消する避難上有効な設備等）を段に併設する場合はこの限りでないとしている。

また、スロープを設ける場合についても、条例の趣旨に沿ってその勾配はできるだけ緩やかなもの（概ね十二分の一以下）とし、有効幅員は九十センチメートル以上、手すりや注意喚起床材等の設置をすることが望ましい。

なお、本条が適用される建築物は、児童福祉施設等のうち千葉県建築基準法施行細則（以下「規則」という。）第十三条の四で定めるものであるが、既存部分については、条例第五十一条第三項により適用しないこととしている。

（千葉県建築基準法施行細則第十三条の四「児童福祉施設等の指定」）

規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第五条第二項の規定により児童養護施設とみなされたものに限る。）、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設に限る。）

二 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設に限る。）

三 保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）

四 知的障害者援護施設

五 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）

六 有料老人ホーム

（内装）

第四十一条 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するもの（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を除く。）は、その居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

〔解説〕

本条は、児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等で、法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物及び耐火構造建築物から、特定避難時間倒壊等防止建築物で特定避難時間が四十五分間未満であるものを除いて、本条例の規定の対象から除く。）は、内装の不燃化を促進し、人命の安全を図ろうとする規定である。

ここでいう児童福祉施設等とは、政令第十九条第一項第一号に規定されている児童福祉施設等をいい、前条の児童福祉施設等とは対象が異なるので注意が必要である。また、平成二十六年十二月二十四日に公布された「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第四百二十二号）」による建築基準法施行令改正に伴い、この条例にも幼保連携型認定こども園について、児童福祉施設等と同様に内装の制限が適用される。

